

# 深谷市立地適正化計画 届出の手引き

1. 届出制度について.....	1
2. 居住誘導に関する届出.....	5
3. 都市機能誘導に関する届出.....	8
4. 届出書様式.....	1 1

2019年7月1日運用開始

深谷市

# 1. 届出制度について

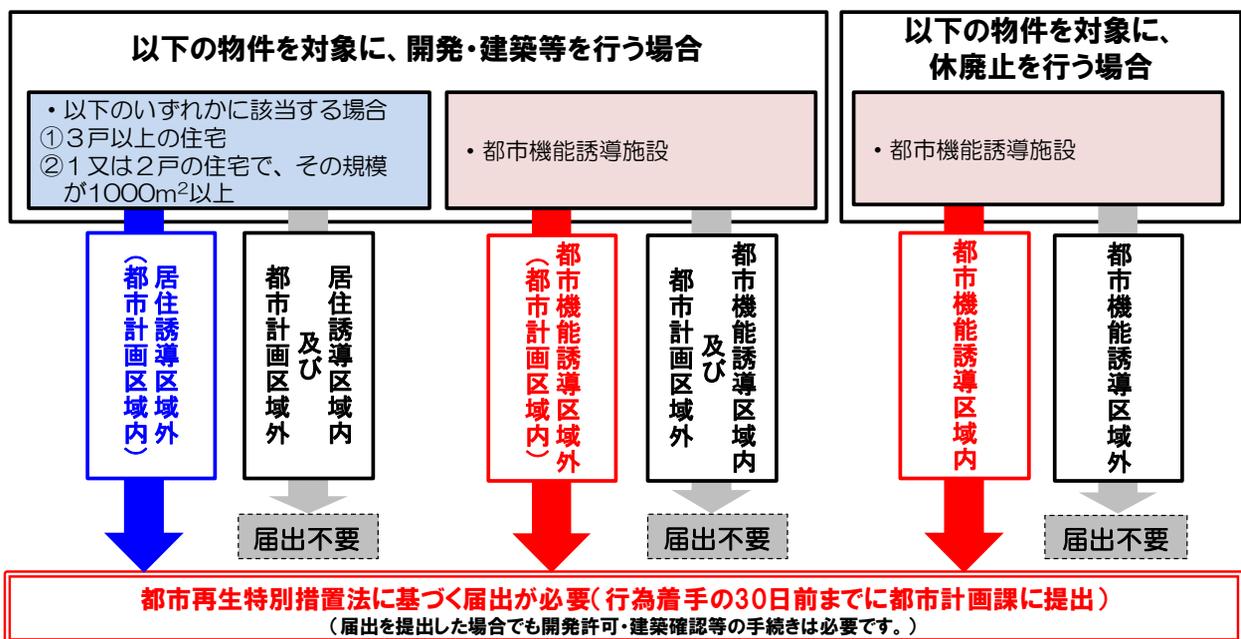
## (1) 届出の趣旨

- ・深谷市立地適正化計画は、『コンパクトなまちづくり』の実現に向けて、住宅や都市機能を誘導するための区域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）を設定し、区域内へ住宅や都市機能の誘導を図るための計画となっています。
- ・そのため、居住誘導区域外への住宅開発や都市機能誘導区域外における誘導施設の立地状況等の動向を把握することを目的に届出制度を運用します。

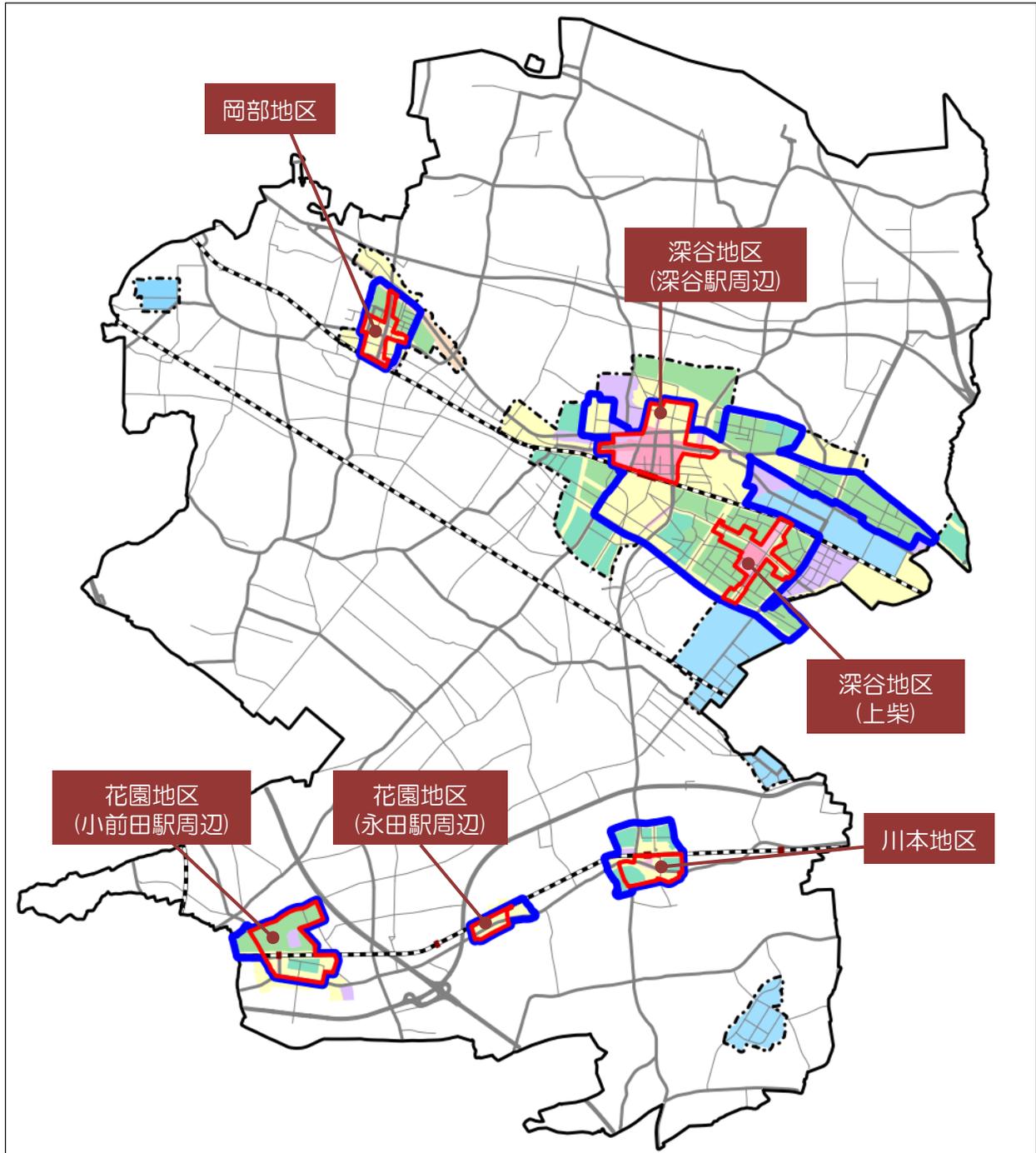
## (2) 届出の流れ

- ・開発・建築等の事業計画の協議等の際に、あわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性和必要書類の確認を行います。
- ・届出が必要となる場合は、以下の流れにしたがい、都市計画課へ届出書類とともに所定の関係図書を提出してください。
- ・深谷市立地適正化計画においては、都市機能誘導区域は都市機能誘導区域【拠点集積型】、都市機能誘導区域【居住密着型】の2種類を設定しています（具体的な区域は次頁参照）。都市機能誘導区域【拠点集積型】に対しては誘導施設【拠点集積型】、都市機能誘導区域【居住密着型】に対しては誘導施設【居住密着型】を設定しています。

### 【届出手続きの流れ】



■居住誘導区域・都市機能誘導区域



用途地域		居住誘導区域 (=都市機能誘導区域【居住密着型】)	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#00FF00;"></span> 第一種低層住居専用地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FFB6C1;"></span> 近隣商業地域	<span style="border: 2px solid blue; padding: 2px;"></span>	都市機能誘導区域【拠点集積型】
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#90EE90;"></span> 第一種中高層住居専用地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FF69B4;"></span> 商業地域	<span style="border: 2px solid red; padding: 2px;"></span>	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FFFF00;"></span> 第一種住居地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#DDA0DD;"></span> 準工業地域	<span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"></span>	区域区分線
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FFDAB9;"></span> 第二種住居地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ADD8E6;"></span> 工業専用地域		

区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

## ■誘導施設【拠点集積型】

誘導施設	深谷地区 (深谷駅 周辺)	深谷地区 (上柴)	岡部地 区	川本地 区	花園地区 (小前田 駅周辺)	花園地区 (永田駅 周辺)
市役所	●	—	—	—	—	—
文化会館	●	—	—	—	—	—
図書館	●	—	—	—	—	—
総合病院	●	●	—	—	—	—
診療所	●	●	●	●	●	●
銀行等の金融機関	●	●	●	●	●	●
大学	—	●	—	—	—	—
専門学校	●	—	—	—	—	—
大規模商業施設 (店舗面積 1万 m <sup>2</sup> ~)	—	●	—	—	—	—
中規模商業施設 (店舗面積 250m <sup>2</sup> ~)	●	●	●	●	●	●

## ■誘導施設【拠点集積型】の定義

誘導施設	定義
市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
文化会館	深谷市文化会館条例第2条に規定する「深谷市民文化会館」
図書館	深谷市図書館条例第2条第1項に規定する図書館
総合病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、「内科」を含む施設
銀行等の金融機関	銀行法第2条第1項に規定する銀行 信用金庫法に基づく信用金庫 日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
大学	学校教育法第1条に規定する大学
専門学校	学校教育法第124条に規定する専修学校
大規模商業施設 (店舗面積 1万 m <sup>2</sup> ~)	大規模小売店舗立地法第2条第2項で規定する商業施設のうち、店舗面積が1万m <sup>2</sup> 以上の施設
中規模商業施設 (店舗面積 250m <sup>2</sup> ~)	日本標準産業分類（平成25（2013）10月改定）のうち、以下の番号のいずれかに分類される商業施設で店舗面積が250m <sup>2</sup> 以上の施設 561 百貨店、総合スーパー 569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） 581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業 603 医薬品・化粧品小売業 606 書籍・文房具小売業

## ■誘導施設【居住密着型】

分類	誘導を想定する施設
子育て支援施設	保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 「地域密着型サービス」を行う事業所
障害者福祉施設	「障害福祉サービス」を行う事業所、「相談支援」を行う事業所、 障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設

## ■誘導施設【居住密着型】の定義

誘導施設	定義
保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定子ども園
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設
特別養護老人ホーム	介護保険法第8条第27項に規定する特別養護老人ホーム
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
「地域密着型サービス」を行う事業所	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
「障害福祉サービス」を行う事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所
「相談支援」を行う事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援を行う事業所
障害児通所支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う事業所
障害児相談支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所
障害児入所施設	児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う施設

## 2. 居住誘導に関する届出

### (1) 届出対象行為

- 居住誘導区域外への住宅開発等の把握を目的として、**居住誘導区域外で以下の行為を行う場合**、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、行為の種類や場所等について、市長への届出が必要となります。

#### ■居住誘導区域外で届出が必要となる行為

開発行為	①	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
	②	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 m <sup>2</sup> 以上のもの
建築等行為	①	3戸以上の住宅を新築しようとする場合
	②	建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 <span style="background-color: #4F8127; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">届</span> </p> <p>②の例示 1,300m<sup>2</sup> 1戸の開発行為 <span style="background-color: #4F8127; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">届</span> </p> <p>800m<sup>2</sup> 2戸の開発行為 <span style="background-color: #4F8127; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">不要</span> </p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 <span style="background-color: #E67E22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">届</span> </p> <p>1戸の建築行為 <span style="background-color: #E67E22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">不要</span> </p>

### (2) 届出の期日

- 届出は、上記の行為に着手する**30日前まで**に行う必要があります。

### (3) 届出書類の作成

- 届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。
- 届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

#### 開発行為の場合（都市再生特別措置法施行規則第 35 条）

- 届出書（必要部数：1 部）…………… 様式第 10（12 頁参照）
- 添付図書（必要部数：各 1 部）
  - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
（位置図等 縮尺 1,000 分の 1 以上）
  - ②設計図（土地利用計画図等 縮尺 100 分の 1 以上）
  - ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、求積図、公図の写し、委任状等）

#### 建築等行為の場合（都市再生特別措置法施行規則第 35 条）

- 届出書（必要部数：1 部）…………… 様式第 11（13 頁参照）
- 添付図書（必要部数：各 1 部）
  - ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 100 分の 1 以上）
  - ②住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
  - ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、求積図、公図の写し、委任状等）

#### 上記 2 つの届出内容を変更する場合（都市再生特別措置法施行規則第 38 条）

- 届出書…………… 様式第 12（14 頁参照）
- 添付図書（必要部数：各 1 部）……………上記のそれぞれの場合と同様

### (4) 届出に対する市の対応

- 当該届出に係る行為が、居住誘導区域内における住宅の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出に係る事項に関し、住宅の立地を適正なものとするために必要な勧告をする場合があります。（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項）

### (5) 届出を要しない行為

- 都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出は不要です。

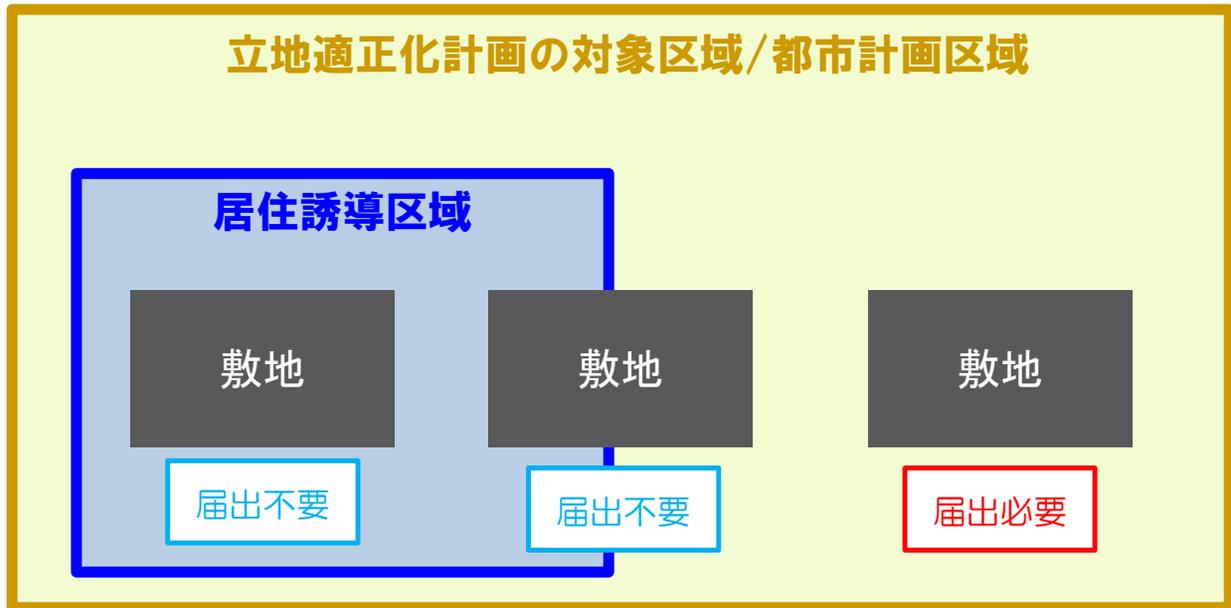
- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の新築

- ③建築物を改築し、又は用途を変更して、「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

## (6) 届出の留意点

- ・開発行為・建築等行為を行う場合は、敷地全体が居住誘導区域外となる場合のみ届出が必要です。  
敷地が居住誘導区域内外にまたがる場合は届出の必要はありません。

### ■敷地が居住誘導区域内外にまたがる場合（開発行為・建築等行為）



### 3. 都市機能誘導に関する届出

#### (1) 届出対象行為

- 都市機能誘導区域外への誘導施設の立地状況の把握を目的として、**都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に以下の行為を行う場合**、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、行為の種類や場所等について、市長への届出が必要となります。なお、他区域で設定し、当該区域で設定していない誘導施設に関する開発行為や建築等行為を行う場合も届出が必要です。
- また、都市機能誘導区域内の既存施設の休止又は廃止を事前に把握することを目的として、**都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合**は、都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定に基づき、市長への届出が必要です。

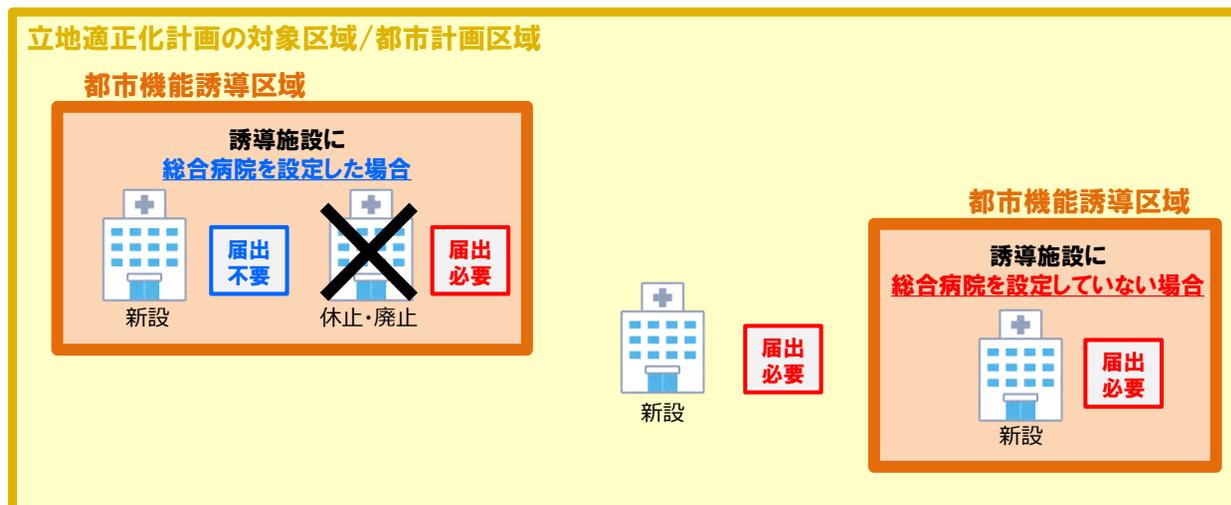
#### ■都市機能誘導区域外で届出が必要となる行為

開発行為	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
	③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

#### ■都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為

休止・廃止	① 誘導施設を休止または廃止する場合
-------	--------------------

#### ■都市機能誘導区域内外での届出のイメージ



#### (2) 届出の期日

- 届出は、上記の行為に着手する**30日前まで**に行う必要があります。

### (3) 届出書類の作成

- 届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。
- 届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

#### 開発行為の場合（都市再生特別措置法施行規則第 52 条）

○届出書（必要部数：1 部）……………様式第 18（15 頁参照）

○添付図書（必要部数：各 1 部）

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図等 縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、求積図、公図の写し、委任状等）

#### 建築等行為の場合（都市再生特別措置法施行規則第 52 条）

○届出書（必要部数：1 部）……………様式第 19（16 頁参照）

○添付図書（必要部数：各 1 部）

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 100 分の 1 以上）
- ②建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、求積図、公図の写し、委任状等）

#### 上記 2 つの届出内容を変更する場合（都市再生特別措置法施行規則第 55 条）

○届出書（必要部数：1 部）……………様式第 20（17 頁参照）

○添付図書（必要部数：各 1 部）……………上記のそれぞれの場合と同様

#### 休廃止（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2）

○届出書（必要部数：1 部）……………様式第 21（18 頁参照）

○添付図書（必要部数：1 部）

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1,000 分の 1 以上）

### (4) 届出に対する市の対応

- 市は、当該届出に係る行為が、都市機能誘導区域内における都市機能誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出に係る事項に関し、都市機能誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をする場合があります。（都市再生特別措置法第 108 条第 3 項）

## (5) 届出を要しない行為

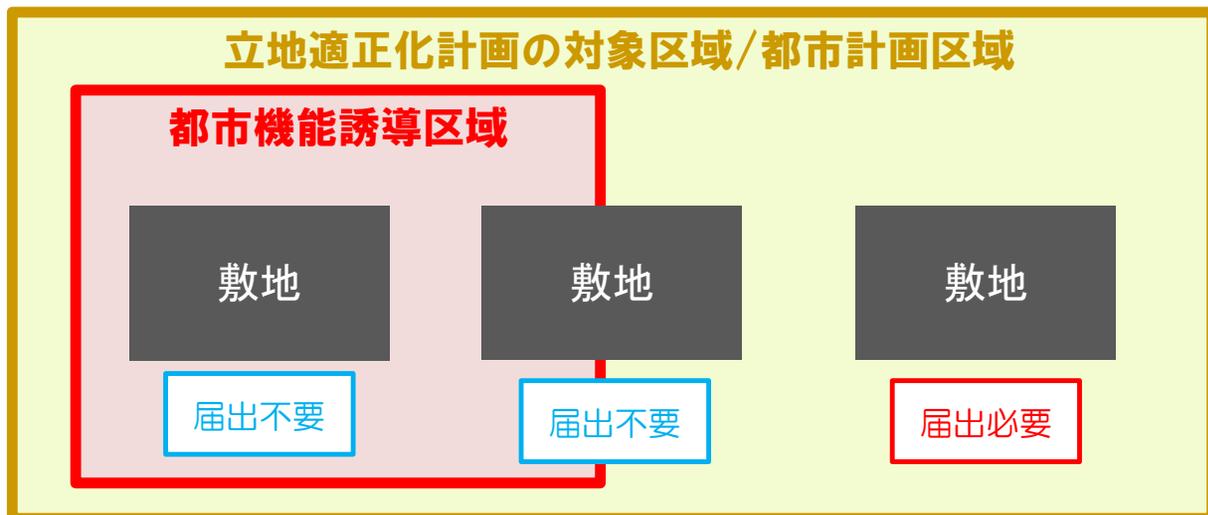
- 都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出は不要です。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又は用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

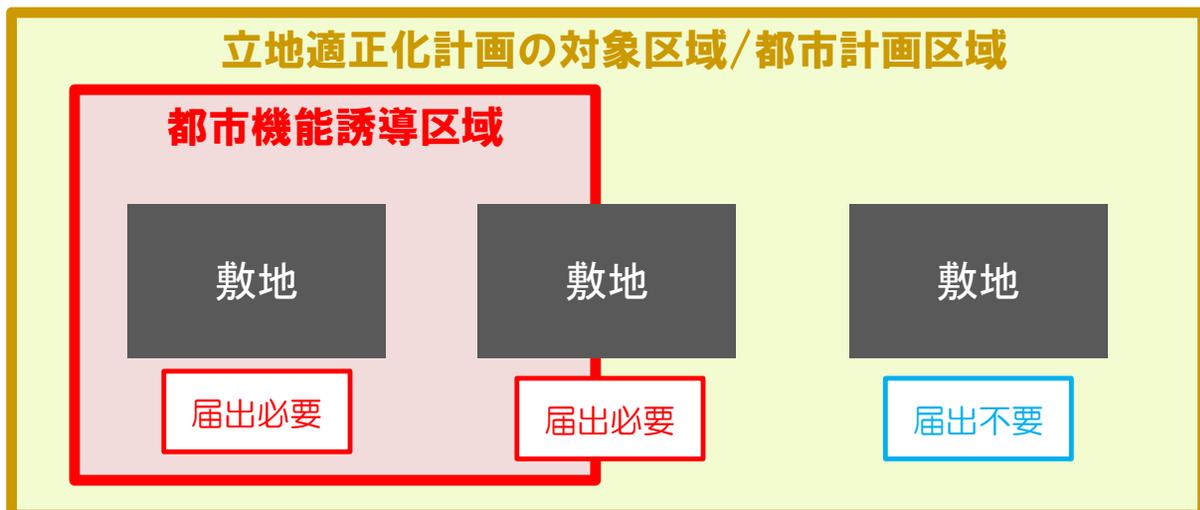
## (6) 届出の留意点

- 開発行為・建築等行為については、敷地全体が都市機能誘導区域外となる場合のみ届出が必要です。敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合は届出の必要はありません。
- 誘導施設の休廃止については、敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合も届出が必要です。

### ■敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合（開発行為・建築等行為）



### ■敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合（休廃止）



## 4. 届出書様式

### (1) 居住誘導に関する届出書

届出対象行為		届出書様式
開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 m <sup>2</sup> 以上のもの	様式 10
建築等行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	様式 11
上記の届出内容（開発行為・建築等行為）を変更する場合		様式 12

※届出書様式の記入例は次頁以降に示します。

### (2) 都市機能誘導に関する届出書

届出対象行為		届出書様式
開発行為	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合	様式 18
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	様式 19
上記の届出内容（開発行為・建築等行為）を変更する場合		様式 20
休廃止	① 誘導施設を休止または廃止する場合	様式 21

※届出書様式の記入例は次頁以降に示します。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 元 年 8 月 1 日  
(宛先) 深谷市長

届出日を記入 (工事着手の30日前ま

届出者 住 所 深谷市 ○○町 △△番  
氏 名 □□株式会社  
代表 深谷 太郎

開 発 行 為 の 概 要	(1) 開発区域に含まれる地域の名称	深谷市 ○○町 △△番 (外●筆)
	(2) 開発区域の面積	3,000 m <sup>2</sup>
	(3) 住宅等の用途	一戸建て住宅、共同住宅
	(4) 工事の着手予定年月日	令和 元 年 9 月 1 日
	(5) 工事の完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日
	(6) その他必要な事項	<p>【住宅用区画数】 10 区画 (うち一戸建て住宅 3 区画、 共同住宅用地 7 区画)</p> <p>【代理人連絡先】 深谷市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当：☆☆ 電話：048-●●●●-●●●●</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 1 1 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築

{ 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }
 について、下記により届け出ます。

令和 元 年 8 月 1 日 ← 届出日を記入 (工事着手の 30 日前まで)

(宛先) 深谷市長

届出者 住 所 深谷市 ○○町 △△番  
 氏 名 □□株式会社  
 代表 深谷 太郎

(1) 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地 番	深谷市 ○○町 △△番 (外●筆)
	地 目	宅地
	面 積	9 0 0 m <sup>2</sup>
(2) 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅	
(3) 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
(4) その他必要な事項	<p>           【工事の着手予定年月日】 令和 元 年 9 月 1 日 ← <span style="border: 1px dashed red; border-radius: 10px; padding: 2px;">届出日を記入 (工事着手の 30 日前まで)</span>            【工事の完了予定年月日】 令和 2 年 3 月 3 1 日            【戸数】 1 0 戸         </p> <p>           【代理人連絡先】 深谷市 ◆◆町 △△番            (株) ○○設計 担当：☆☆            電話：0 4 8 - ●●●●●●●●●●●●●●●●         </p>	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 1 2 (第 38 条第 1 項関係)

## 行為の変更届出書

令和 元 年 1 0 月 1 日 ←

(宛先) 深谷市長

届出日を記入 (工事着手の 30 日前まで)

届出者 住所 深谷市 ○○町 △△番  
 氏名 □□株式会社  
 代表 深谷 太郎

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

(1) 当初の届出年月日 令和 元 年 8 月 1 日

(2) 変更の内容

- ・ 開発区域の変更 (3,000.㎡⇒2,500㎡)
- ・ 住宅用区画数の変更 (10区画⇒9区画)
- ・ 着手予定日の変更 (令和元年9月1日⇒令和元年11月1日)

(3) 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 元年 1 1 月 1 日 ←

(4) 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 2 年 6 月 3 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第18 (第52条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和元年8月1日  
(宛先) 深谷市長

届出日を記入 (工事着手の30日前ま)

届出者 住所 深谷市 ○○町 △△番  
氏名 □□株式会社  
代表 深谷 太郎

開発行為の概要	(1) 開発区域に含まれる地域の名称	深谷市 ○○町 △△番 (外●筆)
	(2) 開発区域の面積	3,000 m <sup>2</sup>
	(3) 建築物の用途	商業施設 (店舗面積: 2,000 m <sup>2</sup> )
	(4) 工事の着手予定年月日	令和元年9月1日
	(5) 工事の完了予定年月日	令和2年3月31日
	(6) その他必要な事項	【代表人連絡先】 深谷市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当: ☆☆ 電話: 048-●●●-●●●●

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第19 (第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、  
 { 誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。

令和 元 年 8 月 1 日 ← 届出日を記入 (工事着手の30日前まで)  
 (宛先) 深谷市長

届出者 住所 深谷市 ○○町 △△番  
 氏名 □□株式会社  
 代表 深谷 太郎

(1) 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	深谷市 ○○町 △△番 (外●筆)
	地目	宅地
	面積	3,000㎡
(2) 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (店舗面積: 2,000㎡)	
(3) 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
(4) その他必要な事項	【工事の着手予定年月日】 令和 元 年 9 月 1 日 【工事の完了予定年月日】 令和 2 年 3 月 31日  【代表人連絡先】 深谷市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当: ☆☆ 電話: 048-●●●●-●●●●	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第20（第55条第1項関係）

## 行為の変更届出書

令和元年9月1日 ←

(宛先) 深谷市長

届出日を記入（工事着手の30日前まで）

届出者 住所 深谷市 ○○町 △△番  
氏名 □□株式会社  
代表 深谷 太郎

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

(1) 当初の届出年月日 令和 元 年 8 月 1 日

(2) 変更の内容

- ・開発区画の変更（3,000㎡⇒2,800㎡）
- ・着手予定日の変更（令和元年9月1日⇒令和元年10月1日）

(3) 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 元 年 10 月 1 日 ←

(4) 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 2 年 3 月 31 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 誘導施設の休廃止届出書

令和 元 年 1 0 月 1 日

(宛先) 深谷市長

届出日を記入 (休止し、又は廃止しようとする日の 30 日前まで)

届出者 住 所 深谷市 ○○町 △△番

氏 名 □□株式会社

代表 深谷 太郎

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・廃止) について、下記により届け出ます。

## 記

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称 : ○×スーパー

用 途 : 商業施設

所在地 : 深谷市 ○○町 △△番

2 休止 (廃止) しようとする年月日

令和元年 1 1 月 1 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和元年 1 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日

4 休止 (廃止) に伴う措置

(1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

休止中は倉庫として使用

(2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。